



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

クウェイト：民営化法案の議会可決

(5月13日付現地各紙)

5月13日付現地主要紙は、12日の国民議会で民営化法案が可決されたと報じた。概要は以下のとおり。

1. 5月12日、国民議会において民営化法案が可決された。33名の議員（15名の閣僚を含む）が賛成票を投じ、28名の議員が反対票を投じた。同法案は4月15日に第一読会で可決されたが、今回は最終的な投票が行われ、正式な可決に至ったもの。クウェイトの経済の80%は公的部門が占めるとされているが、同法はもともと約18年前から提案されてきたものであった。
2. 同法における民営化対象部門は、多くの議員からの反対を受けて、石油・ガス生産、製油所、保健及び教育サービス部門は民営化の対象から除かれた。また、イスラーム系議員の要求を受け、民営化により設立された企業はイスラーム法に従って経営が行われるとの修正が行われた。
3. 同法に基づき、公的部門の民営化に際して、新たな企業（株式会社）が設立されることとなり、同社株式のうち40%は株式公開によりクウェイト人に売却される。又、政府が最大で20%分を保有し、従業員が5%分を保有することとされている。そして、最低35%分の株式が、民間投資家や海外投資家を対象にオークションを通じて売却されることとなる。なお、政府保有株式は黄金株として会社の決議事項を拒否できる権限が与えられる。また、同法に基づき、首相を議長とする最高民営化会議が創設され、同会議が民営化に関する監督や規制を担当する。
4. 同法では、民営化により設立された株式会社は、5年間はクウェイト人従業員の雇用を維持すると共に、給与も民営化前の時点と同額を支給することとしている。また、クウェイト人の雇用比率も維持ないし増加させることとしている。

◎本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799